

平成 26 年 3 月 25 日

## 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する 行政評価・監視 ＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策を推進し、再犯防止を図る観点から、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保及び福祉的な支援並びに満期釈放者等に対する指導・支援の取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

農林水産・環境・防衛担当評価監視官室

担 当：生沼、佐々木、今橋

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

# 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

## 背景

### 再犯防止が刑事政策上の最重要課題

- ▶再犯者の割合（検挙人員中）の上昇（5割）
- ▶再入者の割合（入所者中）の上昇（6割）
- ▶満期釈放者はその過半数が5年以内に再入所（仮釈放者は3割）

### 再犯防止対策を推進

「「世界一安全な日本」創造戦略」  
（平成25年12月10日閣議決定）

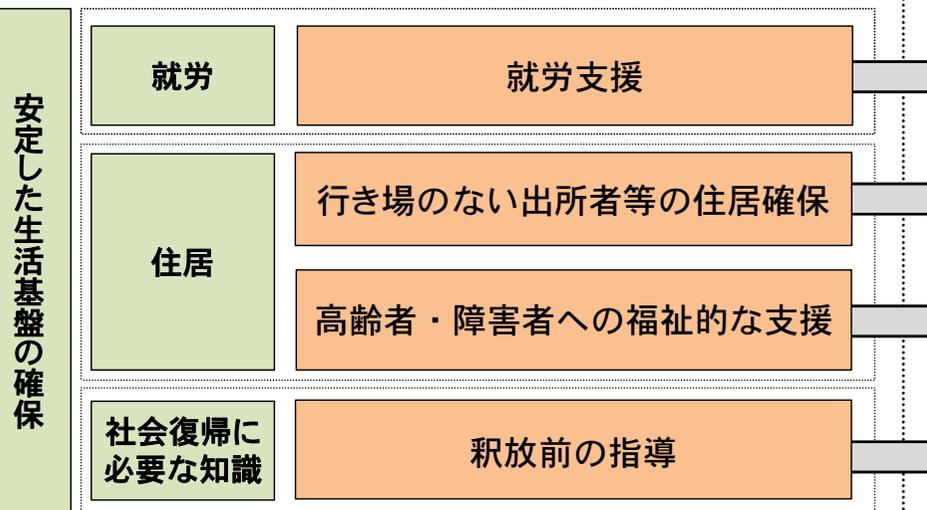
（ 勧告日：平成26年3月25日  
 勧告先：法務省、厚生労働省 ）

## 要因

出所後の不安定な生活基盤（就労、住居等）

## 施策

### 刑務所出所者等の社会復帰支援対策



### 主な調査結果

### 勧告の主な内容

・ 刑務所等・保護観察所と公共職業安定所の連携不足	連携強化
・ 更生保護施設等への受入れが不十分	受入れの促進
・ 刑務所等・保護観察所と地域生活定着支援センター <sup>(注)</sup> の連携不足	連携強化
・ 満期釈放者への釈放前の指導が不十分	充実強化

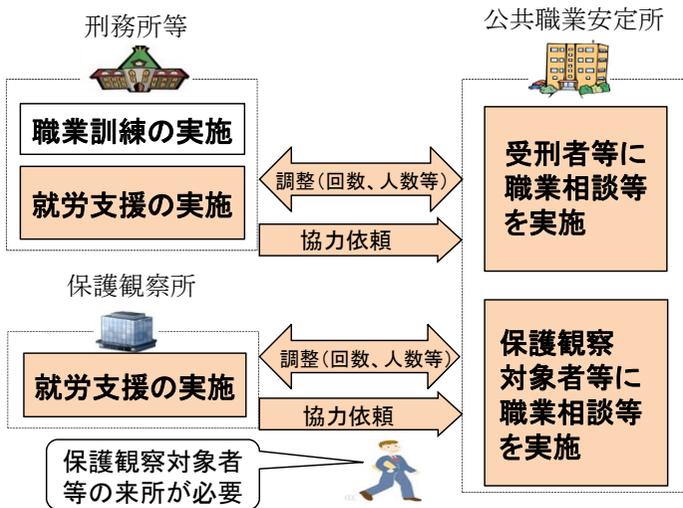
(注) 厚生労働省により、各都道府県に設置。福祉施設との橋渡し業務等を担う。

## 目標

再犯防止対策の推進による良好な治安の確保

# 1 就労支援の適正かつ効果的な実施

## 就労支援の仕組み



## 調査結果

結果報告書P2~4、30~31

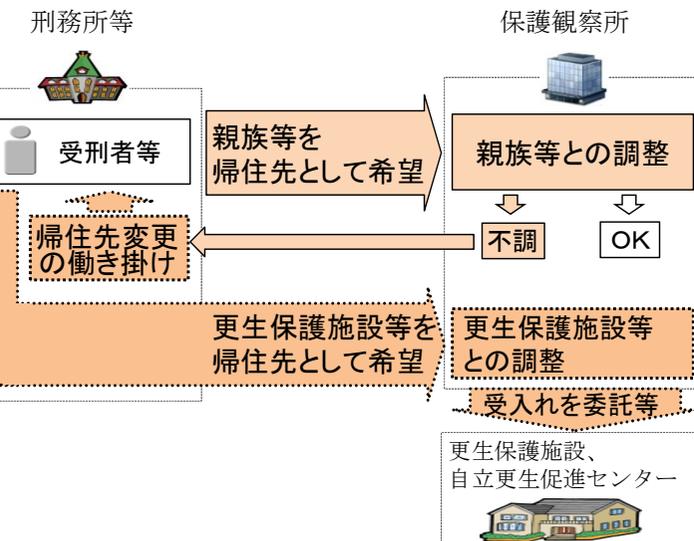
- **刑務所等・保護観察所と公共職業安定所の連携不足**
  - ・ 刑務所と安定所間の調整（回数、人数等）が不足  
→支援対象者（受刑者）の9割に対し、職業相談等が未実施（広島）
  - ・ [支援対象者（保護観察対象者）が安定所に来所せず  
保護観察所と安定所間の連絡が不足  
→職業相談等が未実施（札幌、山形、広島、高松、福岡）]
- **定員充足率が低調である職業訓練科目の見直しが不十分**  
溶接科〔札幌(20%)〕、建築塗装科〔札幌(20%)〕、内装施工科〔福井(15%)〕
  - ・ 具体的な原因分析や定員を充足させる取組等が不十分

## 勧告

- **連携強化**
- **職業訓練科目の見直し**

# 2 住居確保の推進

## 行き場のない出所者等の住居確保の仕組み



## 調査結果

結果報告書P65~68

- **更生保護施設及び自立更生促進センター<sup>(注)</sup>への受入れが不十分**
  - ・ 年間収容率が全国平均（8割）を下回る更生保護施設 47/103施設
  - ・ 全国4センターの年間収容率の平均 3割

(要因)  
帰住先変更の働き掛けが不十分

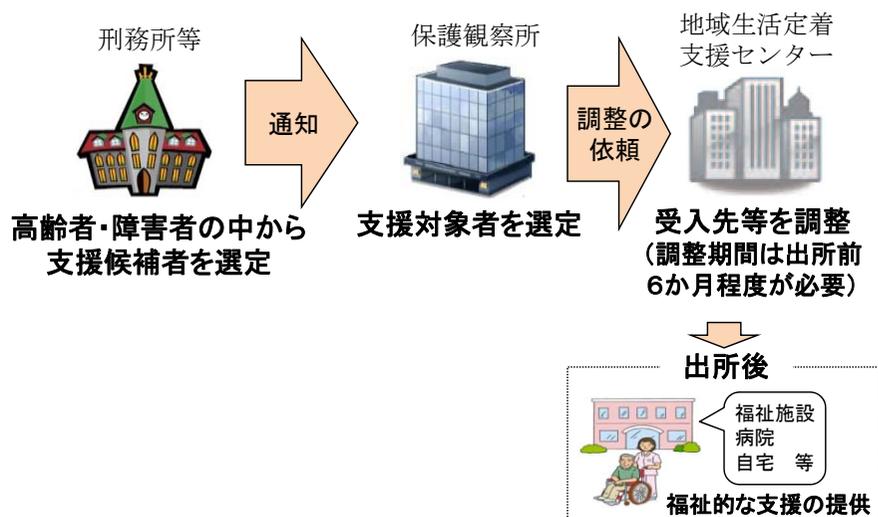
(注) 親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰が難しい刑務所出所者等を対象とした国立の更生保護施設。福岡県、福島県、北海道及び茨城県の4か所に設置。

## 勧告

- **受入れの促進**

### 3 福祉的な支援の適正かつ円滑な実施

#### 高齢者・障害者への福祉的な支援の仕組み



#### 調査結果

結果報告書 P81～84

#### ○ 刑務所等・保護観察所と地域生活定着支援センターの連携不足

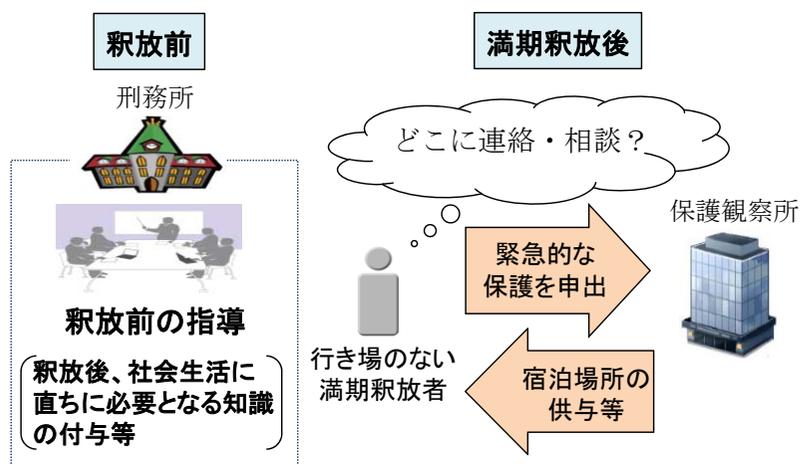
- 支援候補者の選定の遅延  
→ 支援センターの調整期間が確保できず  
→ 保護観察所が調整依頼断念 (宇都宮、広島、長崎)
- ⇔ 候補者選定段階から支援センターが参画 (札幌、名古屋、福井)

#### 勧告

#### ○ 連携強化

### 4 満期釈放者への指導・支援の充実

#### 満期釈放者への指導・支援



#### 調査結果

結果報告書 P112～114

#### ○ 満期釈放者への釈放前の指導が不十分

- 指導がビデオ視聴を中心に3時間弱の刑務所 (高松)  
< 標準的な指導期間は2週間 >

#### ○ 行き場のない満期釈放者が緊急的な保護を求める場合に連絡先分からず

- 全国の保護観察所の連絡先を特に周知せず

#### 勧告

#### ○ 充実強化

#### ○ 全国共通の電話番号の導入・周知